



全野協320-43
2018年1月12日

公益財団法人 日本野球連盟 御中
公益財団法人 日本学生野球協会 御中
公益財団法人 全日本大学野球連盟 御中
公益財団法人 日本高等学校野球連盟 御中
公益財団法人 全日本軟式野球連盟 御中

一般財団法人 全日本野球協会
アマチュア野球規則委員会
委員長 中本 尚

没収試合防止に向けて

没収試合の防止に向けては、2007年に当委員会からの通達で各団体に徹底をお願いしましたが、その後もアマチュア野球各団体の試合において、登録外選手の出場あるいはメンバー表の誤記などの単純ミスにより、没収試合とされたケースが後を絶ちません。

没収試合は、規則4.07【注1】に記載のとおり、審判員がとるべき最終手段であり、安易に適用されるべきものではなく、大会主催者や当該チーム及び担当審判員が十分注意をすれば最悪の事態は避けられるはずです

については、下記のとおり、2007年の通達を再度確認するとともに、単純ミスについての取り扱いを一部分変更いたしますので、各団体に徹底していただくよう、お願いいたします。

記

(1) 大会主催者及び審判員が必ず実行すべき事項

- ① 選手登録原簿と、当日の試合にベンチ入りメンバー表との照合を試合前に実施すること。
- ② メンバー表は、自チーム用、両チーム交換用、球審用、大会本部用、放送席用、公式記録用、控審判用その他必要な部数を作成すること。
- ③ メンバー表には、スターティングメンバーだけでなく、当該試合にベンチ入りする登録選手はすべてフルネームで記入すること。
- ④ 球審は、試合中に選手の交代があったときは、必ずメンバー表のチェックを行うこと。

(2) 想定される事態

- ① 登録原簿とメンバー表記載の選手名の違い
- ② 選手名と背番号の不一致
- ③ 同姓の選手の識別が不明確（名前漏れ）
- ④ メンバー表への守備位置のダブリ記載
- ⑤ 登録外選手がベンチ入りまたは出場
- ⑥ 打順誤り（規則6.03（b）のとおり）
- ⑦ 本来退いたはずの選手が再び出場（規則5.10（d）今年度改正規則のとおり）



(3) 上記①～⑤への対応

《ケース1》試合前のメンバー表交換時点で大会本部の登録原簿照合により誤記に気づいた場合

(処置) 出場選手、控選手を問わず、氏名、背番号の誤記を発見した場合、注意を与えて書き直させる。罰則は適用しない。登録原簿以外の選手が記載されていた場合も同様とする。また、守備位置のダブリ記載や同姓で二人を区別する頭文字あるいは名前を付けずに記載したような場合も同様とする。

《ケース2》試合中に誤記が判明した場合

(処置1) 登録選手間の背番号のつけ間違いは、判明した時点で正しく改めさせ罰則は適用しない。

(処置2) 登録外選手が判明したときは、実際に出場する前であれば、その選手の出場を差し止め、ベンチから退去させ、チーム自体の没収試合とはしない。

(処置3) 登録外選手が試合に出場、これがプレイ後に判明したときは、大会規定により試合中であれば没収試合とし、試合後であればそのチームの勝利を取り消し、相手チームに勝利を与える。

ただし、上記(処置3)は、

- ① 登録外選手が、自チームの所属以外の選手であった場合に適用することとする。
- ② 単純なミスの場合(監督とマネージャーの連絡ミスで、登録外選手が自チームの所属選手である場合など)には適用しない。
 - a) 試合中に判明した場合は、その時点でメンバー表に記載されている選手に交代させ試合を継続する。それ以前の当該選手のプレイはすべて有効とする。
 - b) 試合後に判明した場合でも、当該選手のプレイはすべて有効とし、処置3は適用されない。

(下線部が今回の変更点)

以上